

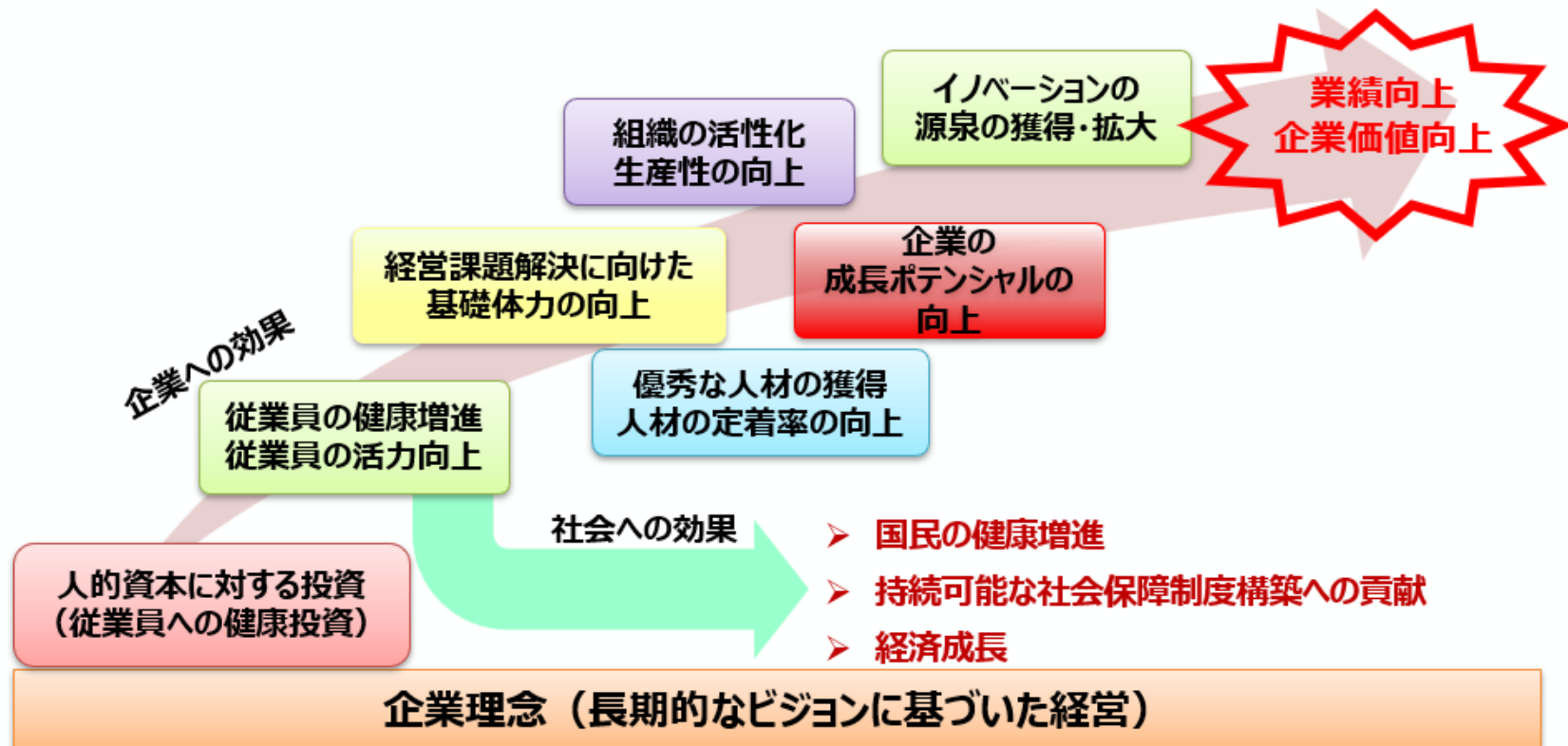
健康経営の推進について

令和 7 年

四国経済産業局 新事業推進課

健康経営とは？

- 従業員の健康保持・増進の取組が、
将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、
健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。



健康経営の推進（顕彰制度）

- 健康経営に係る各種顕彰制度を通じて、優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、社会的な評価を受けることができる環境を整備。
- 2014年度から上場企業を対象に「健康経営銘柄」を選定。また、2016年度からは「健康経営優良法人認定制度」を推進。大規模法人部門の上位層には「ホワイト500」、中小規模法人部門の上位層には「ブライト500」及び「ネクストブライト1000」の冠を付加している。

大企業 等



健康経営優良法人 (大規模法人部門(ホワイト500)) (中小規模法人部門(ブライト500))



中小企業 等

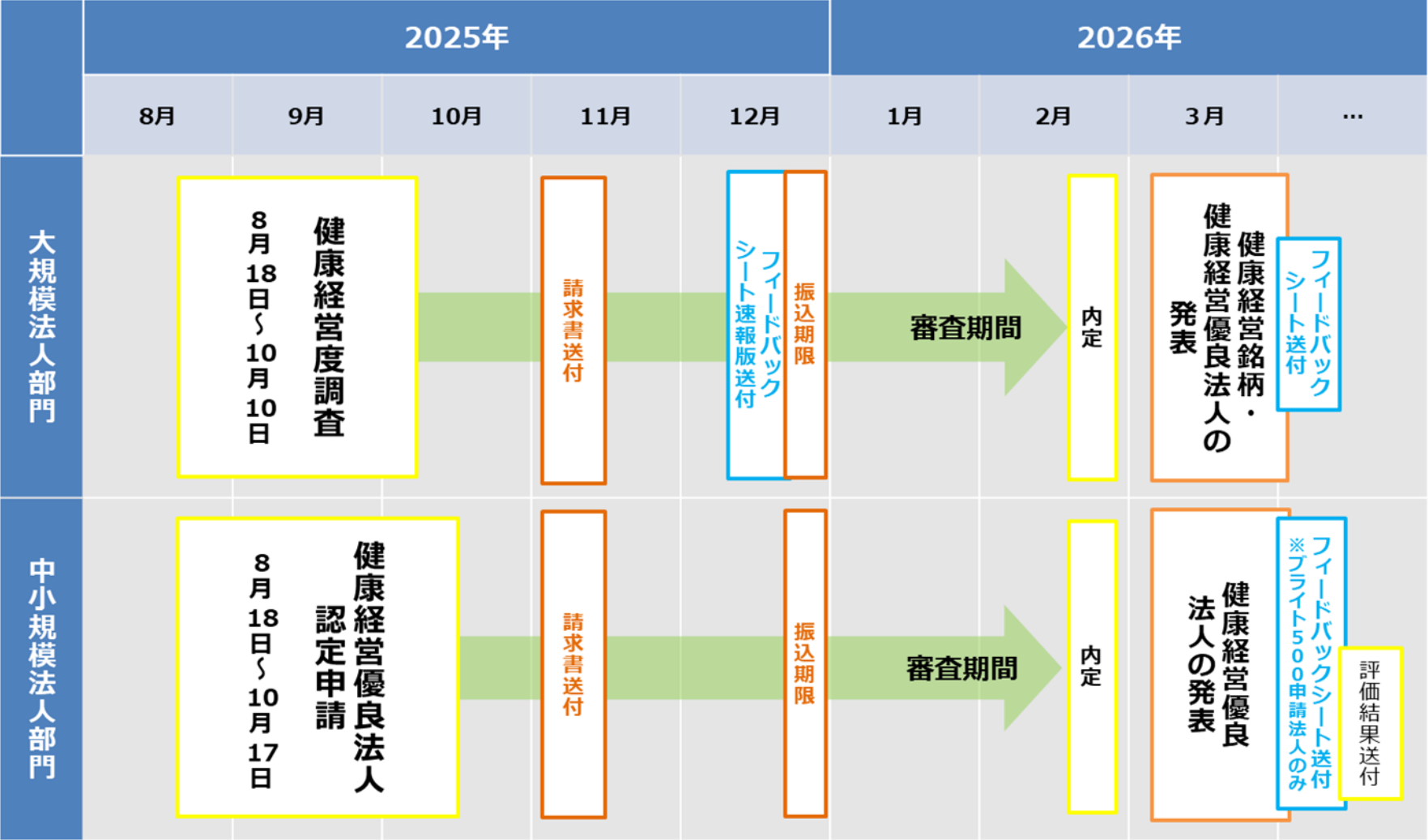
健康経営優良法人

健康経営優良法人 (中小規模法人部門(ブライト500))



健康経営優良法人2026認定スケジュール

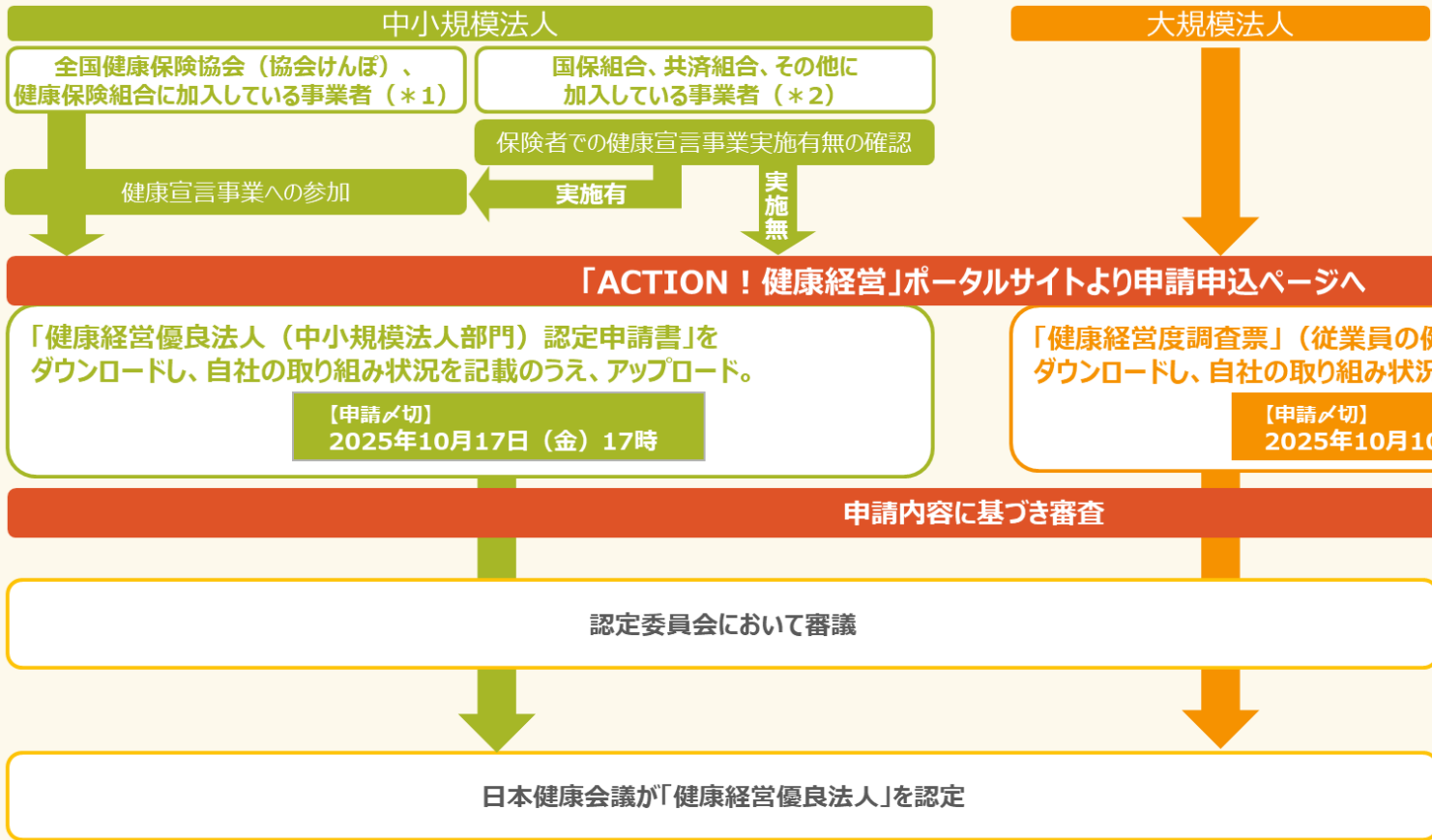
「健康経営銘柄2026」及び「健康経営優良法人2026」に係るスケジュールは、以下のとおり。



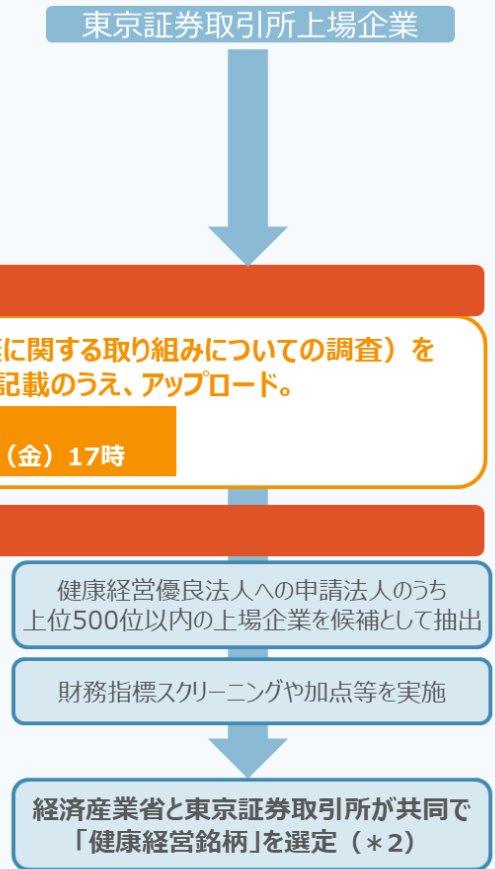
(出典) ACTION!健康経営/健康経営優良法人2026
<https://kenko-keiei.jp/application/?tab=hertOT>

健康経営優良法人2026・健康経営銘柄2026 申請フロー

「健康経営優良法人」の認定フロー



「健康経営銘柄」の選定フロー



＊１：協会けんぽ、健康保険組合に加入している場合は、加入している保険者が実施している健康宣言事業への参加が必要です。

＊２：国保組合、共済組合、その他の保険者に加入している場合は、加入している保険者に健康宣言事業実施の有無について、お問合せください。なお、加入している保険者が健康宣言事業を実施していない場合は、各自治体が実施する健康宣言事業への参加、あるいは、自社独自の健康宣言の実施をもって代替可能です。

＊２：原則33業種毎1社を選定します。一定の基準を満たしている場合には1業種から2社以上を選定することがありますが、1業種あたりの選定数は5社を上限とします。なお、該当企業がない業種については、選定なしとします。

健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）認定要件

※赤字は昨年度からの変更点

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件		
				小規模法人特例	中小規模法人部門	
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須		
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須		
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須		
3. 制度・施策実行	(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	健康経営の具体的な推進計画～左記③のうち2項目以上	必須	
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)		左記①～③のうち2項目以上	ブ ラ イ ト 5 0 0 ・ ネ ク ス ト ブ ラ イ ト 1 0 0 0 は 左 記 ① ～ ⑱ の う ち 1 6 項 目 以 上
			②受診勧奨の取り組み			
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			
	(2) 健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	左記④～⑩のうち2項目以上	左記④～⑩のうち2項目以上	
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み			
			⑥仕事と育児または介護の両立支援の取り組み			
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み			
		仕事と治療の両立支援	⑧がん等の私病に関する復職・両立支援の取り組み(⑨以外)			
		性差・年齢に配慮した職場づくり	⑨女性の健康保持・増進に向けた取り組み			
			⑩高齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み			
	(3) 従業員の心と身体 の健康づくりに関する具 体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑪保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑪～⑱のうち2項目以上	左記⑪～⑱のうち4項目以上	
			⑫食生活の改善に向けた取り組み			
			⑬運動機会の増進に向けた取り組み			
			⑭長時間労働者への対応に関する取り組み			
			⑮心の健康保持・増進に関する取り組み			
		感染症予防対策	⑯感染症予防に関する取り組み			
		喫煙対策	⑰喫煙率低下に向けた取り組み			
			受動喫煙対策に関する取り組み			
4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須		
5. 法令遵守・リスクマネジメント(自主申告) ※誓約書参照			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等	必須		

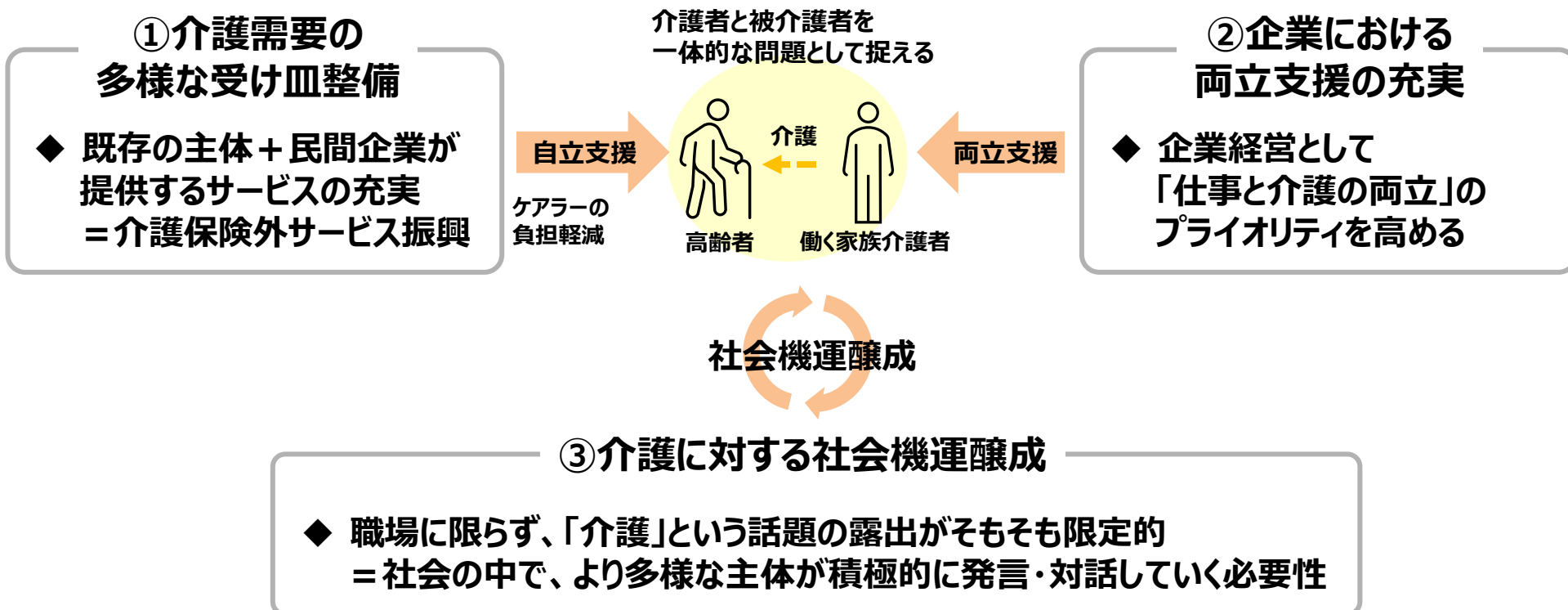
(出典) ACTION!健康経営/健康経営優良法人2026

https://kenko-keiei.jp/wp-content/themes/kenko_keiei/cms/files/r7chu_ninteiyouken.pdf

介護等の地域課題への対応

- 高齢化に伴い、ビジネスケアラー（仕事をしながら家族等の介護に従事する者）の数は増加傾向にあり、仕事と介護の両立困難が企業活動に与える影響は年々増す見込み。
- 介護両立支援を進めるための課題としては、①介護保険外サービスに十分リーチできていない、②企業における従業員情報の把握に格差がある、③社会全体として介護に関するリテラシーが低い などが挙げられます。

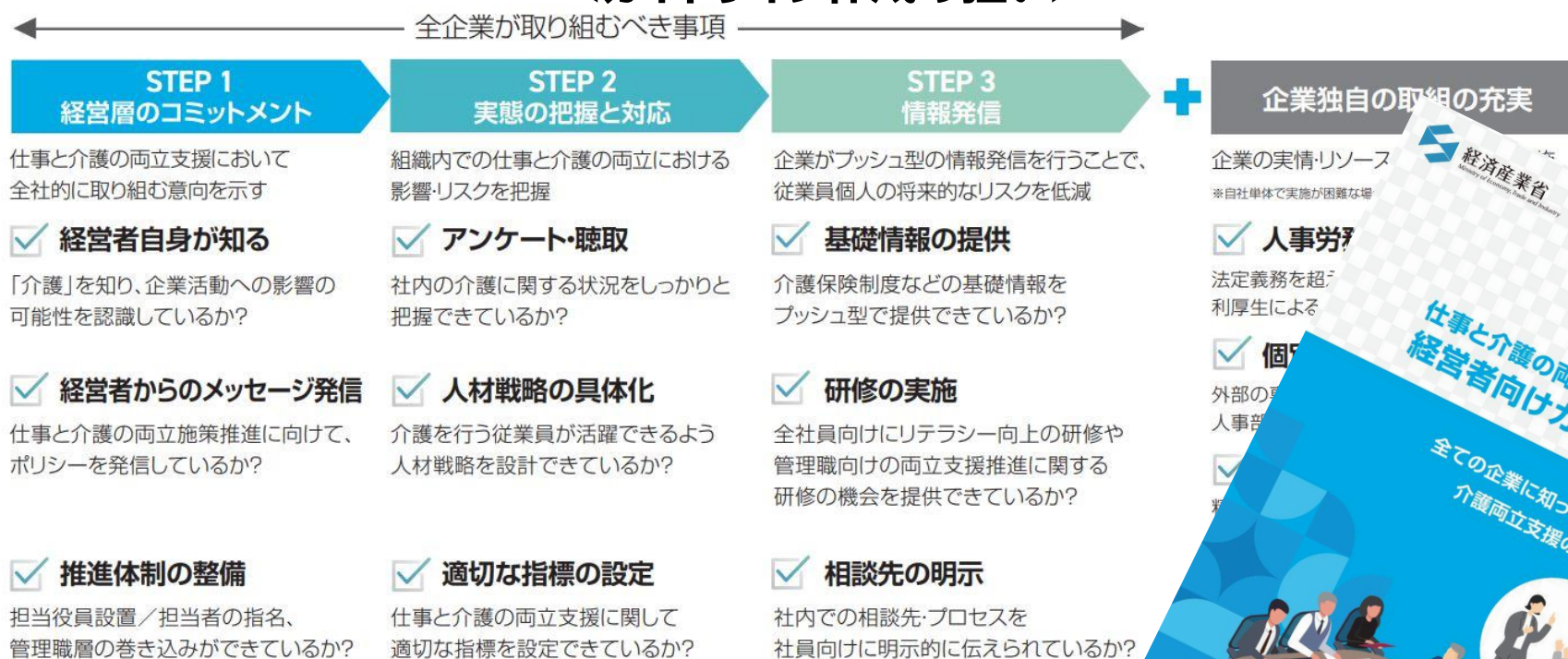
<経済産業省として取り組んでいくこと>



介護等の地域課題への対応

- 仕事と介護の両立困難の発生に伴う諸課題への対応として、より幅広い企業が両立支援に取り組むことを促していくことが必要。
→企業経営における仕事と介護の両立支援が必要となる背景・意義や両立支援の進め方などをまとめた、**企業経営層向けのガイドライン**を公表。

＜ガイドライン作成の狙い＞



外部との対話・接続により、両立支援を促進



外部への発信と対話による企業価値向上
顧客・投資家・従業員家族・将来の従業員候補等の
ステークホルダーへの発信と対話



地域と連携した両立支援
自治体や企業等が提供する
介護資源へのアクセス

